国士舘大学審査学位論文

「博士学位請求論文の内容の要旨及び審査結果の要旨」

「陸軍看護制度の成立史」

鈴木 紀子

氏 名 鈴木 紀子

学 位 の 種 類 博士(人文科学)

報告番号 甲第33号

学位授与年月日 平成27年3月20日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

学位論 文題 目 陸軍看護制度の成立史

論文審查委員 (主查)教授 勝田 政治

(副査) 教授 保坂 智

(副查) 教授 黒沢 文貴 (東京女子大学教授)

学位 (博士) 請求論文

博士学位請求論文の内容の要旨及び審査結果の要旨

「陸軍看護制度の成立史」

鈴木 紀子

# 博士学位請求論文の内容の要旨及び審査結果の要旨

主查 国士舘大学大学院人文科学研究科 勝田政治

副查 国士舘大学大学院人文科学研究科 保坂 智

副查 東京女子大学現代教養学部 黒沢文貴

#### I 提出論文

「陸軍看護制度の成立史」

(400 字詰め原稿用紙換算 550 枚、他に表 15 枚・図 11 点・資料 13 点))

提出者 鈴木紀子

(提出日 2014年11月16日 公聴会 2015年2月20日)

## Ⅱ 論文内容の要旨

博士学位請求論文は、以下の構成からなっている。

序論(研究史整理・研究視角・論文構成)

第 I 部 陸運看護制度成立前史

第1章 戊辰戦争前史

第2章 従軍から教訓へ

第3章 戦時医療体系の整備と課題

第4章 戊辰戦争と看護

第Ⅱ部 陸軍看護制度の創設期

第1章 看護制度の整備はじまり

第2章 西南戦争と看護

第3章 看護制度の第一次改革

第Ⅲ部 陸軍看護制度の成立期

第1章 衛生隊編成に向けた改革の動き

第2章 看護制度の第二次改革

結論 (総括と課題)

本論文は、陸軍衛生制度史における看護制度の成立過程を明らかにし、日本近代化との関連でその意義を考察することを課題としている。以下、各章の要旨を提示していく。

第 I 部では、「戊辰戦争前史」と「戊辰戦争期」に分け、看護の実態と看護に関する認識の変化に焦点をすえ、看護の実態から戦場医療における看護の課題を析出するとともに、 看護に関する海外情報にも着目している。

第1章は、小石川養生所・長崎養生所・横浜梅毒病院の3施設を取り上げ、看病人に関する規則を史料として、当時の看病人の実態を明らかにすることを試みている。147年間続いた小石川養生所ではあったが、その衰退した原因の一つに看病人らの賄賂問題があり、小石川養生所の「看病中間」は、先行研究(南和男・大石学・安藤優一郎)に依拠して「職業看護婦の登場の始まり」であると結論づける。長崎養生所の設立過程と看病人の実態では、オランダ海軍軍医ポンペの記録から看護の実態を示している。コレラ蔓延時に、実際に看護を行った看護兵インデマウルについても、先行研究によって紹介し、看護を学ぶ臨床教育としては貴重な体験であった。横浜梅毒病院では、イギリス海軍軍医ニュートンの意見書にある「看病人」の役割を紹介し、実際に介抱女6名が雇われており、彼女らは与薬が主な仕事であったことを明らかにする。

第2章では、「松本良順の会津戦争」「英医ウィリアム・ウィルスの救護活動」「人道主義への提言」という3つの節からなっている。松本の鳥羽・伏見での戦い、会津戦争における日新館野戦病院における医療活動の実態、およびウィリスの横浜軍陣病院での救護の実態を明らかにしている。

第3章は、「奥羽出張病院の医療体系」「衛生隊のはじまり」「動病院と不動病院」「海外事情探索」という4つの節からなっている。軍医として従軍した関寛斎と橋本綱常の戦場 医療活動を対象とし、その活動の中から看護に関する認識や役割の変化を明らかにし、幕末から派遣され始めた使節団は、看護人に関してどのような情報をもたらしていたのかを明らかにしている。

1節では、奥羽出張病院頭取に任じられた関寛斎が、約6ヵ月間の病院運営を「奥羽出張病院日記」に書き残しており、その日記を史料として関の医療活動を通して看護の実態を明らかにしている。2節では、関の医療活動の中から、医師-看病人-人足という構成による「衛生隊」を編成していたことを指摘し、この衛生隊による東京の大病院への移送が、日本における「衛生隊のはじまり」であると位置づけ、これらの医療活動で「看病人」

の必要性が認識されたものとする。 3節では、橋本綱常が兄と従軍し、前線と共に移動する仮繃帯所としての役割を持つ病院を「動病院」とし、後送される患者を収容・治療する ための野戦病院を「不動病院」とし、戦禍が激しくなるなかで、さらに「中間病院」を設 けて戦場医療体系を作り上げていた点を明らかにしている。

4節では、文久遣欧使節団の報告書「福田作太郎筆記」、随員益頭駿次郎「欧行記」の病院や看護に関する報告内容を紹介し、これら使節団の体験、報告が戊辰戦争の医療にもたらした影響を指摘している。

第4章は、「会津城若松城籠城と看護」「女性看病人の採用」「海外看護婦の紹介」という 3つの節からなっている。1節では、会津戦争での女性の看護活動を通して「女性看病人 のはじまり」とし、明治以降の積極的な看護活動の「源」であったと結論する。2節では、 横浜軍陣病院での看護の実態を「横浜軍陣病院の日記」から、東京大病院の女性看護人の 実態に関しては石黒忠悳の懐古録を史料として、看病人の役割が、従来の賄などの女性役 割の仕事から「治療に携わる人」へと変化したとする。

第 I 部の結論として、戦場医療の課題として、1. 西洋医術を身につけた医師の早急な育成、2. 医療材料、武器弾薬、食糧などの確保・補充システムの確立、3. 戦場における病院(仮包帯所)一中間病院一後方病院といった医療体制の確立、4. 理論と実地訓練による看護者の育成、5. 文明国家となるべく人道主義の理解、の5点を指摘している。

第Ⅱ部の第1章は、「病院附属兵制度の上申」「看病人・看病卒の職務」「ナイチンゲールの看護管理方法の導入」「一等看病人と陸軍会計官の育成」「看護卒教育のはじまり」の5つの節からなっている。1節では、陸軍武官官等表の下士に位置付けられるきっかけとなったのが、1871年に軍医寮から出された病院附属兵制度の上申であったとして、その上申内容を紹介する。2節では、1875年に制定された「看病人看病卒服務概則」に基づき、職務の詳細を紹介して表を作成している。その結果として、ナイチンゲールの看護管理体制が陸軍に導入されていたと論じる。

3・4節では、「看病人看病卒服務概則」がナイチンゲールの1858年に書いた「女性による陸軍病院の看護」と題された著作と相似している点を挙げる。さらに山田顕義の建白書から山田が会計官育成の必要性を述べていたと指摘し、一等看病人は病院庶務全般を掌る会計官を育成する目的があったのではないか、ということを論じる。5節では、看護卒教育のため1875年に発行された『陸軍病院扶卒須知』『三角繃帯用法』を紹介する。これ

らのうち『陸軍病院扶卒須知』は、先行研究において日本で発行された初期の看護学教科 書とされているが、諸言を含め陸軍省の翻訳・発行目的を初めて紹介する。

第2章は、「大阪陸軍臨時病院と看病夫」「博愛社による救護活動」の2つの節からなる。 1節では、大阪陸軍臨時病院の実態を解明する史料として、『大阪陸軍臨時病院報告摘要第 1報』を用いる。具体的には、看護兵不足が露呈され、看護教育課題に取り組む契機となったと結論づける。2節では、佐野常民が博愛社を創設した目的と、陸軍上層部の陸軍看護兵に関する認識、岩倉使節団がスイスのジュネーブで赤十字委員のメンバーと会談した内容などを紹介する。さらに、ジュネーブ条約に加盟するためには、正式な衛生部隊を組織整備する必要があり、陸軍看護制度の整備は赤十字に加盟する目的のひとつであったこと指摘する。

第3章は、「徴兵看病卒取扱の制定」「看護長・看護卒の増員計画」「一年志願兵制度と看護長の確保」の3つの節からなっている。1節では、西南戦争による看護兵不足を背景として徴兵令が改正され、徴兵看病卒の確保のために行われた改革の経緯を述べる。この第一次改革の経過は、『陸軍衛生制度史(明治編)』(1913年)でのみ掲載されている内容である。2節では、1875年に制定された「看病人看病卒服務概則」で、三等看護長が行軍につくことがその職務のひとつとされたことを受け、陸軍では看護長を確保する対策を取ったことについて、大山巌の予算計画書をもとに論を展開する。3節では、1883年12月の徴兵令改正での一年志願兵制度の創出の目的と意義の考察である。看護卒の補充がその目的であったとする松下氏の説に対して、看護長を確保するシステムであったことを新たに指摘する。

第Ⅲ部の第1章は、「桂太郎の博愛社への患者委託計画」「担架卒教育規則の制定」「磨工卒の採用開始」の3つの節からなっている。橋本綱常が中心となり、看護卒が担っていた負傷兵の運搬を担架卒に、器械器具の研磨をその技術を修得している者から、服役年限が過ぎた後も志願者として軍隊に採用・確保するシステムを作った過程を論じる。

第2章は、「看護卒名簿管理のはじまり」「看護手制度制定に向けた上申」「看護手制度と下士補充制度の確立」の3つの節からなっている。まず、看護制度の第二次改革のきっかけとなった橋本綱常の上申を全文紹介する。そして、改革により看護手が上等兵と同等となったこと、看護学修業兵として名簿管理することとなったこと、試験制度の導入など、衛生隊編成に向けた看護要員の教育体制、補充体制が確立した過程と意義を明らかにして

### Ⅲ 審査結果の要旨

本論文は、陸軍衛生制度史における看護制度の成立過程を明らかにし、日本近代化との 関連における意義の考察を課題としている。具体的には、従来の看護史研究では等閑視されてきた、明治前・中期の陸軍看護制度の成立過程を、その前史(江戸中期から明治初年)までも含めて、看護の実態に焦点にすえて明らかにし、陸軍看護制度成立史を近代看護史のなかに位置づけることを試みるものである。

従来の看護史分野における研究では、近代看護をあくまでも女性の職業看護婦を対象とし、その草創期を看護婦養成が開始された 1887 年前後に設定してきた。こうした看護婦のみに焦点をすえる研究潮流に異を唱え、明治初年から存在していた陸軍における男性看護兵に着目し、陸軍看護制度の成立過程を明らかにし、看護史のなかで位置づけ、さらに日本近代化との関連で考察を試みようとする研究である。看護婦から看護師への視点の転換による試論である。

以下、本論文で明らかにした具体的な内容を、そこに含まれている問題点とともに各章 ごとに挙げていく。

第 I 部の第 1 章は、江戸時代の医療施設をとりあげ、看護の実態を探ろうとしたものである。小石川養生所では、施設継続のためには看護者の良し悪しが大きく影響することを「社会が認識する切掛けとなった」と結論づけているが、この点に関する論証は不十分である。長崎養生所では、ポンペは「病院運営に訓練された看護の必要性を認識させた初めであるという点で評価される」としている。しかし、ポンペの記録をさらに詳細に引用(原文引用が必要)して論じなければ、看護の実態を結論づけるのには不十分であり、先行研究の位置づけに関しての評価も、酒井論文など研究史の整理をする必要がある。横浜梅毒病院では、史料とした「看病人」の意見書は、『西洋医術伝来史』(古賀十二郎、1942 年)に掲載されており、新しい知見とは言えない。またイギリス看護教育が参考にされたという論証も不十分である。

第1章では、上記の3施設を取上げ、結論としては「看護の重要性が、西洋医学を学び始めた蘭方医たちに認識された」としている。先行研究に依拠した結論で新たな知見ではないが、前史として位置付けた点は独自性がある。しかし、テーマである看護の「実態」

そのものの解明までには至っていないのが惜しまれる。

第2章は、松本良順とイギリス医師ウィリアム・ウィリスの戊辰戦争での医療行為を明らかにしたものである。ここでは、松本は「エタ」を看護人として使用したことを挙げているが、エタが行った看護の仕事は賄など女性の仕事とみなされた内容であり、その点からエタを治療補助を行う「看護者」として位置づけることは妥当なのかという問題がある。また、会津日新館での医療活動を通じて、看護人の仕事が「治療補助」へと変化したと論じているが、その論拠は乏しい。

ウィリアム・ウィリスの救護活動では、パークスへの報告書からウィリスの看護観をまとめ、看護の実態を明らかにすることを試み、結論として看護を「理論と実地訓練が必要である」との提言があったとしている。しかし、紹介している史料からは、看護とは医療活動そのものではないのかということと、史料はあくまでもパークスへの報告であり、それを提言ととらえるには飛躍があると言わざるを得ない。ウィリスの報告書から看護の実態を明らかにするためには、史料による論証を経る必要がある。さらに、ウィリスの人道主義への提言をジュネーブ条約に関連させて論じている。しかし、人道主義の導入と看護制度との関係を、戊辰戦争における看護の実態を明らかにするという本章のなかで論じる必要があるのか、といった問題が残る。

第3章は、阿波藩医関寛斎の戊辰戦争での医療活動の実態を明らかにし、幕末の遺欧使節団の海外事情探索(病院視察)記録を紹介しているものである。ここで、戦場での医療体系を「衛生隊のはじまり」であると位置づけたこと、戦場医療では看病人が医師の治療の「補助者」としての能力が求められていたことを指摘したことは、高く評価できる。ただし、関寛斎らを指示する立場にあった大村益次郎が、フランス衛生隊に関する知識を有していた、という指摘は論証不十分と言わざるを得ない。

新潟戦線での戦場医療体系について、西岡氏や蒲原氏の先行研究においてすでに明らかにされていた内容を基にして図を作成している。動病院-中間病院-不動病院の地理的位置、さらには東京への搬送経路を含めて具体的に図で示したことは、独自性があり評価できるものである。

幕末使節団の報告書の中から、病院関連の記事を発見した点は評価できるが、それらを 後の戊辰戦争時の医療と結びつけることは論証不十分である。さらに、大村益次郎の軍部 編成を使節団の報告書と関連させて論じているが、論証不十分である。

第4章は、会津戦争に籠城した女性(山本八重・山川操子・間瀬みつ)の懐古談を紹介

し、病院における「女性看病人のはじめ」と位置づけ、明治以降の積極的な看護活動の「源」 とした、という指摘は正当な評価である。横浜軍陣病院での看護の実態を「横浜軍陣病院 の日記」を、東京大病院の女性看護人の実態を石黒の記録を史料として紹介し、「治療に携 わる人」へと変化した、と論じていることも正当な評価である。

戊辰戦争で明らかになった戦場医療の課題を5点指摘したことは、研究史上高く評価でき、戊辰戦争研究にも寄与するものである。軍事の視点から戦争の「実態」を追究した、保谷徹『戊辰戦争』(吉川弘文館、2007年)でも欠落していた医療という視点の提供であり、本論文で最も高い評価が与えられる。

ただし、そのうちの一つとして「看護者の育成」は緻密な論証を経た結論ではない。「看護者の育成」は、イギリス医師ウイルスの報告書が論拠となっており、新政府の意向には論及していない。また、山県が「戦時治療ができる医師の育成、看護人の確保は愁眉の課題であると認識」したと論じるが、「医師」は妥当するが、「看護人」までは論拠とした史料(山県書翰)からは読みとれない。

第Ⅱ部の第1章は、1872年10月の軍陣病院の看病人設置とその職務の制定、看病人・ 看病卒の職務に関する75年の規則を紹介し、75年に「看護管理体制」が確立したとする。 さらに、ナイチンゲールの看護管理方法の導入や一等看病人と陸軍会計官の関係を論じて いる。

ここでは、1871 年 10 月の「病院附属兵制度の上申」は、その後どのように扱われたのかが問題である。上申のみの紹介であり、翌 72 年の看病人設置との関連が不明確である。制度の成立史が本論文のテーマである以上、上申がどう扱われたのかを明確にする必要がある。また、ナイチンゲールに関しては、黒澤嘉幸氏の先行研究との関連において、本論文の新たな知見はどこにあるのかを明確にする必要がある。さらに、一等看病人は会計官育成のために設けられたものと推測するが、一等看病人から会計官となっている例は実在するのか。また、山田顕義意見書は紹介のみで政府内でどのように処理されたのか、という考察がなされていない。

第2章は、大阪陸軍臨時病院の実態を究明し、西南戦争により看護者不足が露呈され、 看護教育の課題に陸軍が取り組む契機となったと論じている。『大阪陸軍臨時病院報告摘要』に基づく初めての看護人の実態研究として評価できる。また、「医学を学ぶ者にとって 西南戦争は、貴重な戦場医療を学ぶ実践の場となった」のは、看護においても同様に位置 づけられる点を強調すべきではなかろうか。

第3章は、看護制度の第一次改革としての徴兵看病卒の設置経緯を明らかにしたものである。第一次改革(徴兵看病卒の召集方法・定員・教育・命令系統など)を、戊辰戦争における「理論と実地訓練による看護兵の育成」が確立されたという評価は、独自性を有していることから、もっと強調すべきである。

また、1883 年 12 月の徴兵令改正での一年間志願兵制度の創出の目的と意義について、 看護卒を対象とするシステムであり、その目的は看護卒の補充のみならず、看護長を確保 することにあった、ということは新たな指摘として評価できる。

第Ⅲ部の第1章は衛生隊編成に向けての動き、第2章は看護制度の第二次改革としての看護手制度の成立過程を論じている。ここでは、看護手制度制定における橋本綱常の役割を初めて明らかにしたことは高い評価が与えられる。しかし、橋本意見(上申)の紹介のみであり(これ自体は評価できるが)、政府内でどのように審議されたのか、という具体的な実現過程にまで踏み込んだ論証は行われていない。また、大山使節団(ヨーロッパ)での橋本の視察体験(とくにドイツ視察)との関連に言及する必要がある。そして、看護制度の第二次改革の意義について、先行研究との関連において明確にしなければならない。

最後に、本論文は成立前史・創設期・成立期の3部構成となっているが、各部のバランスと内容からも、2部構成(I部「陸軍看護制度成立前史」、Ⅱ部「陸軍看護制度の成立」)とすべきである。

個別的な問題点は各章毎の論評でそれぞれ指摘したが、今後の課題として残された点を 最後に挙げておく。それは、本論の目的は、看護制度の確立を日本の近代化との関連で考 察することにあるとするが、近代化と言ってもジュネーブ条約加盟との関連についてのみ の考察に終わっている。近代化全般との関係にまで視野を広げて欲しい。

また本論は、人道主義の理解と看護制度の形成過程との関係、日本赤十字社の看護婦養成と陸軍の関係にも触れている。その観点からすれば、明治陸軍の女性看護人に関する評価、日赤による看護婦養成、さらには日清戦争後看護婦が陸軍に活用されていくという経緯を見据え、その点に触れながらの考察が不十分であることも指摘しておきたい。

さらに、近代看護史の中で陸軍看護制度の持つ意味に関して、日本近代看護史にとって

「前史」とするのか、看護史の「草創期」であると位置づけるのか、論文の結論を明確に 打ち出すべきである。今後の課題として追究することを期待する。

上述のような課題を残しながらも、研究史を踏まえて新たな視角を設定したことは高く評価できる。一点目は、看護制度史を従来の看護婦ではなく看護師からとらえる視点である。すなわち、看護の担い手ではなく内容から究明することである。二点目は、看護制度史を単なる制度史に終わらせず、制度を戦場における看護の実態との関連で追究するという動態的な視点である。具体的には、戊辰戦争と西南戦争という戦場に着目したことである。論証不十分な個所がいくつか存在するが、学界に大きく貢献する研究であると判定する。以上の審査結果により、課程博士論文として合格とする。

氏 名 鈴木 紀子

学 位 の 種 類 博士(人文科学)

報告番号 甲第33号

学位授与年月日 平成27年3月20日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

学位論 文題 目 陸軍看護制度の成立史

論文審查委員 (主查)教授 勝田 政治

(副査) 教授 保坂 智

(副查) 教授 黒沢 文貴 (東京女子大学教授)

学位 (博士) 請求論文

博士学位請求論文の内容の要旨及び審査結果の要旨

「陸軍看護制度の成立史」

鈴木 紀子

# 博士学位請求論文の内容の要旨及び審査結果の要旨

主查 国士舘大学大学院人文科学研究科 勝田政治

副查 国士舘大学大学院人文科学研究科 保坂 智

副查 東京女子大学現代教養学部 黒沢文貴

#### I 提出論文

「陸軍看護制度の成立史」

(400 字詰め原稿用紙換算 550 枚、他に表 15 枚・図 11 点・資料 13 点))

提出者 鈴木紀子

(提出日 2014年11月16日 公聴会 2015年2月20日)

## Ⅱ 論文内容の要旨

博士学位請求論文は、以下の構成からなっている。

序論(研究史整理・研究視角・論文構成)

第 I 部 陸運看護制度成立前史

第1章 戊辰戦争前史

第2章 従軍から教訓へ

第3章 戦時医療体系の整備と課題

第4章 戊辰戦争と看護

第Ⅱ部 陸軍看護制度の創設期

第1章 看護制度の整備はじまり

第2章 西南戦争と看護

第3章 看護制度の第一次改革

第Ⅲ部 陸軍看護制度の成立期

第1章 衛生隊編成に向けた改革の動き

第2章 看護制度の第二次改革

結論 (総括と課題)

本論文は、陸軍衛生制度史における看護制度の成立過程を明らかにし、日本近代化との関連でその意義を考察することを課題としている。以下、各章の要旨を提示していく。

第 I 部では、「戊辰戦争前史」と「戊辰戦争期」に分け、看護の実態と看護に関する認識の変化に焦点をすえ、看護の実態から戦場医療における看護の課題を析出するとともに、 看護に関する海外情報にも着目している。

第1章は、小石川養生所・長崎養生所・横浜梅毒病院の3施設を取り上げ、看病人に関する規則を史料として、当時の看病人の実態を明らかにすることを試みている。147年間続いた小石川養生所ではあったが、その衰退した原因の一つに看病人らの賄賂問題があり、小石川養生所の「看病中間」は、先行研究(南和男・大石学・安藤優一郎)に依拠して「職業看護婦の登場の始まり」であると結論づける。長崎養生所の設立過程と看病人の実態では、オランダ海軍軍医ポンペの記録から看護の実態を示している。コレラ蔓延時に、実際に看護を行った看護兵インデマウルについても、先行研究によって紹介し、看護を学ぶ臨床教育としては貴重な体験であった。横浜梅毒病院では、イギリス海軍軍医ニュートンの意見書にある「看病人」の役割を紹介し、実際に介抱女6名が雇われており、彼女らは与薬が主な仕事であったことを明らかにする。

第2章では、「松本良順の会津戦争」「英医ウィリアム・ウィルスの救護活動」「人道主義への提言」という3つの節からなっている。松本の鳥羽・伏見での戦い、会津戦争における日新館野戦病院における医療活動の実態、およびウィリスの横浜軍陣病院での救護の実態を明らかにしている。

第3章は、「奥羽出張病院の医療体系」「衛生隊のはじまり」「動病院と不動病院」「海外事情探索」という4つの節からなっている。軍医として従軍した関寛斎と橋本綱常の戦場 医療活動を対象とし、その活動の中から看護に関する認識や役割の変化を明らかにし、幕末から派遣され始めた使節団は、看護人に関してどのような情報をもたらしていたのかを明らかにしている。

1節では、奥羽出張病院頭取に任じられた関寛斎が、約6ヵ月間の病院運営を「奥羽出張病院日記」に書き残しており、その日記を史料として関の医療活動を通して看護の実態を明らかにしている。2節では、関の医療活動の中から、医師-看病人-人足という構成による「衛生隊」を編成していたことを指摘し、この衛生隊による東京の大病院への移送が、日本における「衛生隊のはじまり」であると位置づけ、これらの医療活動で「看病人」

の必要性が認識されたものとする。 3節では、橋本綱常が兄と従軍し、前線と共に移動する仮繃帯所としての役割を持つ病院を「動病院」とし、後送される患者を収容・治療する ための野戦病院を「不動病院」とし、戦禍が激しくなるなかで、さらに「中間病院」を設 けて戦場医療体系を作り上げていた点を明らかにしている。

4節では、文久遣欧使節団の報告書「福田作太郎筆記」、随員益頭駿次郎「欧行記」の病院や看護に関する報告内容を紹介し、これら使節団の体験、報告が戊辰戦争の医療にもたらした影響を指摘している。

第4章は、「会津城若松城籠城と看護」「女性看病人の採用」「海外看護婦の紹介」という 3つの節からなっている。1節では、会津戦争での女性の看護活動を通して「女性看病人 のはじまり」とし、明治以降の積極的な看護活動の「源」であったと結論する。2節では、 横浜軍陣病院での看護の実態を「横浜軍陣病院の日記」から、東京大病院の女性看護人の 実態に関しては石黒忠悳の懐古録を史料として、看病人の役割が、従来の賄などの女性役 割の仕事から「治療に携わる人」へと変化したとする。

第 I 部の結論として、戦場医療の課題として、1. 西洋医術を身につけた医師の早急な育成、2. 医療材料、武器弾薬、食糧などの確保・補充システムの確立、3. 戦場における病院(仮包帯所)一中間病院一後方病院といった医療体制の確立、4. 理論と実地訓練による看護者の育成、5. 文明国家となるべく人道主義の理解、の5点を指摘している。

第Ⅱ部の第1章は、「病院附属兵制度の上申」「看病人・看病卒の職務」「ナイチンゲールの看護管理方法の導入」「一等看病人と陸軍会計官の育成」「看護卒教育のはじまり」の5つの節からなっている。1節では、陸軍武官官等表の下士に位置付けられるきっかけとなったのが、1871年に軍医寮から出された病院附属兵制度の上申であったとして、その上申内容を紹介する。2節では、1875年に制定された「看病人看病卒服務概則」に基づき、職務の詳細を紹介して表を作成している。その結果として、ナイチンゲールの看護管理体制が陸軍に導入されていたと論じる。

3・4節では、「看病人看病卒服務概則」がナイチンゲールの1858年に書いた「女性による陸軍病院の看護」と題された著作と相似している点を挙げる。さらに山田顕義の建白書から山田が会計官育成の必要性を述べていたと指摘し、一等看病人は病院庶務全般を掌る会計官を育成する目的があったのではないか、ということを論じる。5節では、看護卒教育のため1875年に発行された『陸軍病院扶卒須知』『三角繃帯用法』を紹介する。これ

らのうち『陸軍病院扶卒須知』は、先行研究において日本で発行された初期の看護学教科 書とされているが、諸言を含め陸軍省の翻訳・発行目的を初めて紹介する。

第2章は、「大阪陸軍臨時病院と看病夫」「博愛社による救護活動」の2つの節からなる。 1節では、大阪陸軍臨時病院の実態を解明する史料として、『大阪陸軍臨時病院報告摘要第 1報』を用いる。具体的には、看護兵不足が露呈され、看護教育課題に取り組む契機となったと結論づける。2節では、佐野常民が博愛社を創設した目的と、陸軍上層部の陸軍看護兵に関する認識、岩倉使節団がスイスのジュネーブで赤十字委員のメンバーと会談した内容などを紹介する。さらに、ジュネーブ条約に加盟するためには、正式な衛生部隊を組織整備する必要があり、陸軍看護制度の整備は赤十字に加盟する目的のひとつであったこと指摘する。

第3章は、「徴兵看病卒取扱の制定」「看護長・看護卒の増員計画」「一年志願兵制度と看護長の確保」の3つの節からなっている。1節では、西南戦争による看護兵不足を背景として徴兵令が改正され、徴兵看病卒の確保のために行われた改革の経緯を述べる。この第一次改革の経過は、『陸軍衛生制度史(明治編)』(1913年)でのみ掲載されている内容である。2節では、1875年に制定された「看病人看病卒服務概則」で、三等看護長が行軍につくことがその職務のひとつとされたことを受け、陸軍では看護長を確保する対策を取ったことについて、大山巌の予算計画書をもとに論を展開する。3節では、1883年12月の徴兵令改正での一年志願兵制度の創出の目的と意義の考察である。看護卒の補充がその目的であったとする松下氏の説に対して、看護長を確保するシステムであったことを新たに指摘する。

第Ⅲ部の第1章は、「桂太郎の博愛社への患者委託計画」「担架卒教育規則の制定」「磨工卒の採用開始」の3つの節からなっている。橋本綱常が中心となり、看護卒が担っていた負傷兵の運搬を担架卒に、器械器具の研磨をその技術を修得している者から、服役年限が過ぎた後も志願者として軍隊に採用・確保するシステムを作った過程を論じる。

第2章は、「看護卒名簿管理のはじまり」「看護手制度制定に向けた上申」「看護手制度と下士補充制度の確立」の3つの節からなっている。まず、看護制度の第二次改革のきっかけとなった橋本綱常の上申を全文紹介する。そして、改革により看護手が上等兵と同等となったこと、看護学修業兵として名簿管理することとなったこと、試験制度の導入など、衛生隊編成に向けた看護要員の教育体制、補充体制が確立した過程と意義を明らかにして

### Ⅲ 審査結果の要旨

本論文は、陸軍衛生制度史における看護制度の成立過程を明らかにし、日本近代化との 関連における意義の考察を課題としている。具体的には、従来の看護史研究では等閑視されてきた、明治前・中期の陸軍看護制度の成立過程を、その前史(江戸中期から明治初年)までも含めて、看護の実態に焦点にすえて明らかにし、陸軍看護制度成立史を近代看護史のなかに位置づけることを試みるものである。

従来の看護史分野における研究では、近代看護をあくまでも女性の職業看護婦を対象とし、その草創期を看護婦養成が開始された 1887 年前後に設定してきた。こうした看護婦のみに焦点をすえる研究潮流に異を唱え、明治初年から存在していた陸軍における男性看護兵に着目し、陸軍看護制度の成立過程を明らかにし、看護史のなかで位置づけ、さらに日本近代化との関連で考察を試みようとする研究である。看護婦から看護師への視点の転換による試論である。

以下、本論文で明らかにした具体的な内容を、そこに含まれている問題点とともに各章 ごとに挙げていく。

第 I 部の第 1 章は、江戸時代の医療施設をとりあげ、看護の実態を探ろうとしたものである。小石川養生所では、施設継続のためには看護者の良し悪しが大きく影響することを「社会が認識する切掛けとなった」と結論づけているが、この点に関する論証は不十分である。長崎養生所では、ポンペは「病院運営に訓練された看護の必要性を認識させた初めであるという点で評価される」としている。しかし、ポンペの記録をさらに詳細に引用(原文引用が必要)して論じなければ、看護の実態を結論づけるのには不十分であり、先行研究の位置づけに関しての評価も、酒井論文など研究史の整理をする必要がある。横浜梅毒病院では、史料とした「看病人」の意見書は、『西洋医術伝来史』(古賀十二郎、1942 年)に掲載されており、新しい知見とは言えない。またイギリス看護教育が参考にされたという論証も不十分である。

第1章では、上記の3施設を取上げ、結論としては「看護の重要性が、西洋医学を学び始めた蘭方医たちに認識された」としている。先行研究に依拠した結論で新たな知見ではないが、前史として位置付けた点は独自性がある。しかし、テーマである看護の「実態」

そのものの解明までには至っていないのが惜しまれる。

第2章は、松本良順とイギリス医師ウィリアム・ウィリスの戊辰戦争での医療行為を明らかにしたものである。ここでは、松本は「エタ」を看護人として使用したことを挙げているが、エタが行った看護の仕事は賄など女性の仕事とみなされた内容であり、その点からエタを治療補助を行う「看護者」として位置づけることは妥当なのかという問題がある。また、会津日新館での医療活動を通じて、看護人の仕事が「治療補助」へと変化したと論じているが、その論拠は乏しい。

ウィリアム・ウィリスの救護活動では、パークスへの報告書からウィリスの看護観をまとめ、看護の実態を明らかにすることを試み、結論として看護を「理論と実地訓練が必要である」との提言があったとしている。しかし、紹介している史料からは、看護とは医療活動そのものではないのかということと、史料はあくまでもパークスへの報告であり、それを提言ととらえるには飛躍があると言わざるを得ない。ウィリスの報告書から看護の実態を明らかにするためには、史料による論証を経る必要がある。さらに、ウィリスの人道主義への提言をジュネーブ条約に関連させて論じている。しかし、人道主義の導入と看護制度との関係を、戊辰戦争における看護の実態を明らかにするという本章のなかで論じる必要があるのか、といった問題が残る。

第3章は、阿波藩医関寛斎の戊辰戦争での医療活動の実態を明らかにし、幕末の遺欧使節団の海外事情探索(病院視察)記録を紹介しているものである。ここで、戦場での医療体系を「衛生隊のはじまり」であると位置づけたこと、戦場医療では看病人が医師の治療の「補助者」としての能力が求められていたことを指摘したことは、高く評価できる。ただし、関寛斎らを指示する立場にあった大村益次郎が、フランス衛生隊に関する知識を有していた、という指摘は論証不十分と言わざるを得ない。

新潟戦線での戦場医療体系について、西岡氏や蒲原氏の先行研究においてすでに明らかにされていた内容を基にして図を作成している。動病院-中間病院-不動病院の地理的位置、さらには東京への搬送経路を含めて具体的に図で示したことは、独自性があり評価できるものである。

幕末使節団の報告書の中から、病院関連の記事を発見した点は評価できるが、それらを 後の戊辰戦争時の医療と結びつけることは論証不十分である。さらに、大村益次郎の軍部 編成を使節団の報告書と関連させて論じているが、論証不十分である。

第4章は、会津戦争に籠城した女性(山本八重・山川操子・間瀬みつ)の懐古談を紹介

し、病院における「女性看病人のはじめ」と位置づけ、明治以降の積極的な看護活動の「源」 とした、という指摘は正当な評価である。横浜軍陣病院での看護の実態を「横浜軍陣病院 の日記」を、東京大病院の女性看護人の実態を石黒の記録を史料として紹介し、「治療に携 わる人」へと変化した、と論じていることも正当な評価である。

戊辰戦争で明らかになった戦場医療の課題を5点指摘したことは、研究史上高く評価でき、戊辰戦争研究にも寄与するものである。軍事の視点から戦争の「実態」を追究した、保谷徹『戊辰戦争』(吉川弘文館、2007年)でも欠落していた医療という視点の提供であり、本論文で最も高い評価が与えられる。

ただし、そのうちの一つとして「看護者の育成」は緻密な論証を経た結論ではない。「看護者の育成」は、イギリス医師ウイルスの報告書が論拠となっており、新政府の意向には論及していない。また、山県が「戦時治療ができる医師の育成、看護人の確保は愁眉の課題であると認識」したと論じるが、「医師」は妥当するが、「看護人」までは論拠とした史料(山県書翰)からは読みとれない。

第Ⅱ部の第1章は、1872年10月の軍陣病院の看病人設置とその職務の制定、看病人・ 看病卒の職務に関する75年の規則を紹介し、75年に「看護管理体制」が確立したとする。 さらに、ナイチンゲールの看護管理方法の導入や一等看病人と陸軍会計官の関係を論じて いる。

ここでは、1871 年 10 月の「病院附属兵制度の上申」は、その後どのように扱われたのかが問題である。上申のみの紹介であり、翌 72 年の看病人設置との関連が不明確である。制度の成立史が本論文のテーマである以上、上申がどう扱われたのかを明確にする必要がある。また、ナイチンゲールに関しては、黒澤嘉幸氏の先行研究との関連において、本論文の新たな知見はどこにあるのかを明確にする必要がある。さらに、一等看病人は会計官育成のために設けられたものと推測するが、一等看病人から会計官となっている例は実在するのか。また、山田顕義意見書は紹介のみで政府内でどのように処理されたのか、という考察がなされていない。

第2章は、大阪陸軍臨時病院の実態を究明し、西南戦争により看護者不足が露呈され、 看護教育の課題に陸軍が取り組む契機となったと論じている。『大阪陸軍臨時病院報告摘要』に基づく初めての看護人の実態研究として評価できる。また、「医学を学ぶ者にとって 西南戦争は、貴重な戦場医療を学ぶ実践の場となった」のは、看護においても同様に位置 づけられる点を強調すべきではなかろうか。

第3章は、看護制度の第一次改革としての徴兵看病卒の設置経緯を明らかにしたものである。第一次改革(徴兵看病卒の召集方法・定員・教育・命令系統など)を、戊辰戦争における「理論と実地訓練による看護兵の育成」が確立されたという評価は、独自性を有していることから、もっと強調すべきである。

また、1883 年 12 月の徴兵令改正での一年間志願兵制度の創出の目的と意義について、 看護卒を対象とするシステムであり、その目的は看護卒の補充のみならず、看護長を確保 することにあった、ということは新たな指摘として評価できる。

第Ⅲ部の第1章は衛生隊編成に向けての動き、第2章は看護制度の第二次改革としての看護手制度の成立過程を論じている。ここでは、看護手制度制定における橋本綱常の役割を初めて明らかにしたことは高い評価が与えられる。しかし、橋本意見(上申)の紹介のみであり(これ自体は評価できるが)、政府内でどのように審議されたのか、という具体的な実現過程にまで踏み込んだ論証は行われていない。また、大山使節団(ヨーロッパ)での橋本の視察体験(とくにドイツ視察)との関連に言及する必要がある。そして、看護制度の第二次改革の意義について、先行研究との関連において明確にしなければならない。

最後に、本論文は成立前史・創設期・成立期の3部構成となっているが、各部のバランスと内容からも、2部構成(I部「陸軍看護制度成立前史」、Ⅱ部「陸軍看護制度の成立」)とすべきである。

個別的な問題点は各章毎の論評でそれぞれ指摘したが、今後の課題として残された点を 最後に挙げておく。それは、本論の目的は、看護制度の確立を日本の近代化との関連で考 察することにあるとするが、近代化と言ってもジュネーブ条約加盟との関連についてのみ の考察に終わっている。近代化全般との関係にまで視野を広げて欲しい。

また本論は、人道主義の理解と看護制度の形成過程との関係、日本赤十字社の看護婦養成と陸軍の関係にも触れている。その観点からすれば、明治陸軍の女性看護人に関する評価、日赤による看護婦養成、さらには日清戦争後看護婦が陸軍に活用されていくという経緯を見据え、その点に触れながらの考察が不十分であることも指摘しておきたい。

さらに、近代看護史の中で陸軍看護制度の持つ意味に関して、日本近代看護史にとって

「前史」とするのか、看護史の「草創期」であると位置づけるのか、論文の結論を明確に 打ち出すべきである。今後の課題として追究することを期待する。

上述のような課題を残しながらも、研究史を踏まえて新たな視角を設定したことは高く評価できる。一点目は、看護制度史を従来の看護婦ではなく看護師からとらえる視点である。すなわち、看護の担い手ではなく内容から究明することである。二点目は、看護制度史を単なる制度史に終わらせず、制度を戦場における看護の実態との関連で追究するという動態的な視点である。具体的には、戊辰戦争と西南戦争という戦場に着目したことである。論証不十分な個所がいくつか存在するが、学界に大きく貢献する研究であると判定する。以上の審査結果により、課程博士論文として合格とする。